

海外向けビジネスPRサイト「京都オンラインテックパビリオン」構築業務 仕様書

1 業務名

海外向けビジネスPRサイト「京都オンラインテックパビリオン」構築業務

2 目的

コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進むとともに、2025年の大阪・関西万博の開催が近づく中、企業が海外への販路拡大や投資の呼び込みを加速させる絶好の機会を迎えている。

この機会を、中小企業やスタートアップ等をはじめとする市内企業等が、海外への販路開拓やビジネスマッチングにつなげていくため、海外の企業やビジネスパーソンをターゲットに、優れた技術を有するものづくり分野の市内企業等の日英版のPRコンテンツを掲載し、発信するウェブサイト「京都オンラインテックパビリオン」を作成するもの。

3 委託契約金額の上限

20,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

4 履行期限

契約締結日の翌日から令和6年2月29日（木）まで

5 業務の内容

(1) 掲載企業の受付【契約締結後～令和6年1月中（予定）】

- ・ サイトへの掲載を希望する企業の受付を行うこと（募集は本市が実施）。本市と連携して中小企業等への働きかけを行うこと。働きかける企業のリストは本市が提供する。
- ・ 以下の全ての条件を満たす企業を掲載対象とし、条件に該当しない等、応募内容が本事業の趣旨に該当しないと判断した場合は掲載不可とすること。

【掲載条件（以下(1)から(5)のすべての条件を満たすこと）】

- (1) 京都市内に本店又は研究拠点等を有すること。
- (2) 日本標準産業分類（平成25年10月改定）（平成26年4月1日施行）に規定する「大分類E 製造業」又は「大分類G 情報通信業」のうち「中分類39 情報サービス業」に該当する事業を営んでいること。
- (3) 中小企業者（資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人）であること。ただし、みなし大企業^{*}は除く。
※ 以下のア～ウに該当する企業。
ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外のものであって、事業を営むもの）が所有している中小企業
イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
- (4) 海外企業等とのビジネスに対応できる体制・人員を確保できている又は今後確保する予定があること。
- (5) 独自の技術シーズに基づく商品・サービスを有し、主に企業向けの事業を展開していること。

- ・ 応募があった企業へは掲載可否を連絡すること。掲載可となった企業へは、順次PRコンテンツの作成に係る日本語版資料の作成を依頼すること。
- ・ その他、問合せ等があった際には対応すること。

(2) PRコンテンツの作成

- ・ サイトに掲載を希望する市内企業等に、PRコンテンツの元となる日本語版の資料作成を依頼し、提出されたものを校正したうえ英語に翻訳すること。資料作成の依頼に当たっては、統一様式を作成すること。

なお、翻訳については、掲載対象企業が有する専門性の高い技術的な内容についても正確に英訳できる翻訳水準であること。

- ・ 掲載する企業等の数は250社までは対応すること。
- ・ PRコンテンツは以下の内容を満たすこと。

ア サイト利用者が効率的な情報獲得ができるよう、各社の記載項目は統一すること。

イ 1社あたり日英版それぞれPDF出力時にA4サイズ一枚に収まる分量とし、写真等も掲載すること。

ウ 記載項目には、「会社概要」、「製品やサービス、シーズ等」、「所在地(京都市内の住所)」、「問い合わせ先」、「海外からの視察の受入可否」を含むとともに、サイト上で利用者が企業検索をすることを踏まえたB to Bビジネスの交流を促進するためのものとなるよう設定すること。

(3) サイトの作成

以下のア及びイの要件を満たすこと。ア及びイに定めのない事項については、本市と協議のうえ対応を決定することとする。

なお、ターゲットは一般消費者ではなく、企業やビジネスパーソンであることを踏まえて作成を進めること。

ア 基本要件

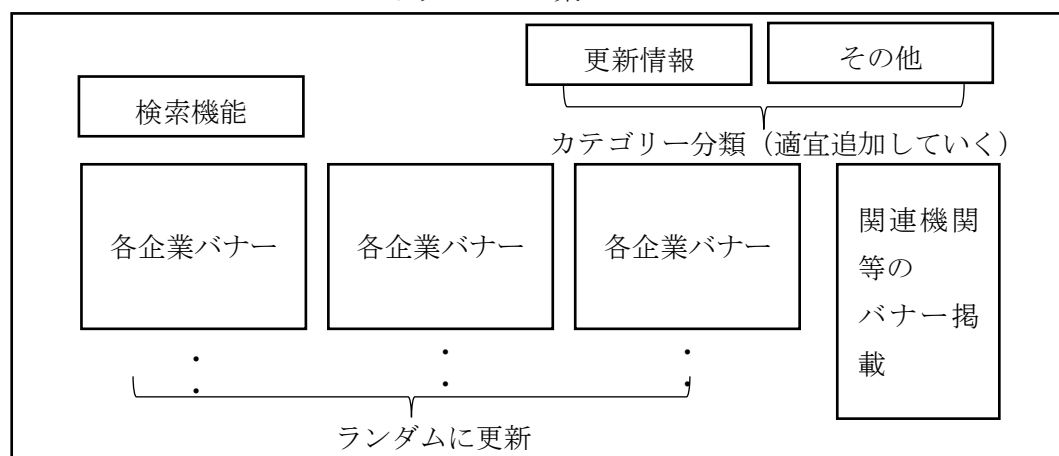
- ・ 企業の情報等を簡潔に伝えるとともに、利用者が目的の情報に容易にアクセスできるよう分かりやすく整理されたデザイン・レイアウトとすること。また、ウェブアクセシビリティへの配慮として、JIS規格に定める「レベルAA」以上に準拠すること。
- ・ 日本語及び英語の2種類のサイトを構築し、簡単に切り替えできる仕様とすること。
- ・ サイトを簡単に編集・更新できるCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）を構築し、本市はサイト内の全ページ、企業は自社のPRページを、編集・更新が行える仕様とすること。

なお、企業が編集・更新を行う際には市が承認できる機能を設けること。また、導入したCMSの操作マニュアルを作成し、提出すること。

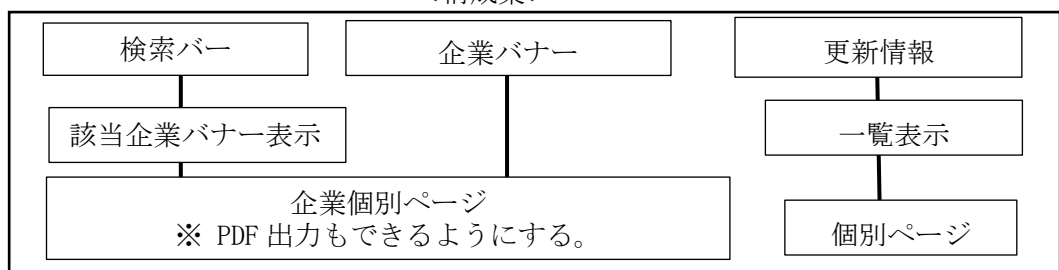
- ・ 企業のPRページ以外のページ及びコンテンツについて、日本語で編集・更新した際、自動で英語翻訳される機能を導入すること。
- ・ サイトのアクセス数、ユニークユーザー数、滞在時間、参照元、ページビュー数等を管理画面等で測定できるようにすること。
- ・ サイトの内容や特徴が伝わるような独自ドメインを取得すること。
- ・ サイトの格納場所として、別途サーバを確保し、必要な設定を行うこと。

- ・ サイトの構築、運用保守に当たり必要となるソフトウェア及びプラグイン等の導入、設定、運用保守及びそれに伴うサーバの設定については、受託者があわせて行うこと。
- ・ 各種OS（Windows、Mac）及びブラウザ（Google chrome、Microsoft Edge、Safari、Firefox）の最新版に対応し、レイアウトの崩れ等がないようにすること。また、各種端末（PC、スマートフォン、タブレット）で閲覧した場合においても、レイアウトの崩れ等がないようにすること。
- ・ 今後掲載企業数が増加した場合でも影響のない構築とすること。
- ・ 掲載企業への問合せについて、本市が把握できる仕組みを導入すること。
- ・ 利用者が企業の検索ができるよう、トップページ上に検索機能をつけること。
- ・ 海外の企業やビジネスパーソンを対象としたSEO対策を行うこと。
- ・ レコメンドエンジン機能による検索した企業に近い企業の提案や、生成AIを活用した精度の高い企業検索機能の導入など、サイト内での回遊性向上やマッチングを促す仕組みを導入すること。
- ・ サイトの構成は、本市と協議のうえ詳細を検討すること。

<トップページ案>



<構成案>



イ 情報セキュリティ要件

- ・ 京都市情報セキュリティ対策基準を順守など、本市が要求する情報セキュリティ水準を満たすとともに、IPA（独立行政法人情報処理推進機構）が公開する「安全なサイトの作り方」などを参考に、セキュリティ面のぜい弱性に最新の対策をしたうえで導入すること。
- ・ サイトで公開する全てのページについて、全て暗号化（HTTPS 化及び常時 SSL 化）すること。暗号化に必要なサーバ証明書についても本調達に含めること。

- ・ 定期的にシステム及びデータのバックアップを取得し、システム及びデータの復旧を可能とすること。
- ・ 不正プログラム対策として、サーバにはウイルス対策ソフトを導入することとする。
ウイルス対策ソフトは、常に最新のバージョンを利用できるとともに、ウイルス対策ソフトの定義ファイルが更新された場合は、速やかに適用できること。

(4) サイトの発信に係るツールの作成

本サイトの周知広報のためのツールとして、A 4 で 1 ～ 2 枚程度で、サイトの概要をまとめた広報物を作成し（日本語及び英語の 2 種類）、1,000 部印刷（英語版のみ）して本市に納品すること。

6 留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、本市担当職員と十分に協議するとともに、業務進行の状況の報告を行うこと。
- (2) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において本業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 本業務の実施により得られた成果物は本市に帰属する。
- (4) 委託料の支払いについては、委託業務の終了後、受託者の請求に基づき、30 日以内に支払うものとする。